「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書 便市場の活性化方策の在り方」答申(案)に対する 主な意見概要及びそれらに対する考え方

平成27年9月28日情報通信審議会郵政策部会

「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」答申(案)に対する主な意見概要 及びそれらに対する考え方

意見提出期間:平成27年8月28日~平成27年9月11日

意見提出者:60者(個人等40者、団体20者)

第1章 検討の背景・経緯

第3節 郵政事業等の現状

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
1	〇「クロネコメール便」について	答申(案)の第1章第3節の郵政事業等の現状については、当部
	廃止の理由を具体的に表記すべきである。クロネコメール便の廃止の	会として郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の検討・とり
	となった数値や事由が明確でなければ、日本郵政や日本郵便にだけ経営	まとめに必要な郵便局数や預金取扱金融機関数等の公的な統計数値
	努力等を求めても、無理難題となるのではないか。記述の賛否の判断材	を可能な限り収集・整理したものです。
	料に乏しく説得力に欠ける。	なお、クロネコメール便の廃止や一般信書便事業者への参入につ
	〇郵便局数の推移について	いては、個別企業の経営判断によるものであると考えております。
	統計数値の期間が短い。過去の最大設置数を表記することで、ユニバ	
	ーサルサービスの程度が判断できる。	
	私有局舎の増減はどうなったのか。この表現だけでは単に「増加」し	
	ていることだけが一人歩きして、判断に誤りを与えかねない。	
	〇一般信書便事業について	
	全国参入型の信書便事業は、ユニバーサルサービス事業であり、それ	
	を日本郵政及び日本郵便のみで担っている。他の事業者が参入しない、	
	できない事由を具体的データを示して記述することで、いかにユニバー	
	サルサービス事業を堅持することが難しいかが理解できると思うので、	
	全国全面参入型の信書便事業についてもっともっと詳しく実情を記述	
	すべきである。	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	○預金取扱金融機関について	
	金融機関の増減経緯がわかるよう、長期間にわたってのデータを表記	
	すべきではないか。	
	何故、農協・漁協の店舗数の減少が著しいか、その事由が表記されて	
	いない。グラフを見ると「未公表」となっているが、徹底的に店舗数を	
	調査すべきである。	
	農協・漁協は、郵便局に次ぐ地域密着型の金融機関である。その代替	
	え金融機関がユニバーサルサービスを法律で定められた郵便局である。	
	ユニバーサルサービスを楯に儲からない地域での事業を強いるのであ	
	れば、それなりの手立て、税金投入等を担保として事業経営をさせるべ	
	きではないか。	
	《個人》	

第2章 郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策

第1節 郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
2	審議会におけるユニバーサルサービスコストの算定手法として、NA	郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定手法については、
	C法を採用しているが、これは、単に赤字地域、赤字サービス等の総額	各算定手法の長所と短所を踏まえた結果、郵政事業のユニバーサル
	を赤字生産部門と位置付け、その部分の総額をユニバーサルサービスコ	サービスの確保方策の在り方を検討するにあたり、赤字地域や赤字
	ストとされている。民間企業においては、サービスを向上させつつ、経	サービス、赤字額等を把握することが必須であることから、NAC
	営努力により赤字生産部門の縮小を目指している。このNAC法では、	法を採用することしたものであります。
	この答申(案)でも示されている、「日本郵政及び日本郵便の更なる経	なお、答申(案)の中長期的に検討すべき確保方策として、ユニ
	営努力等の取組が欠かせない」とあるが、日本郵便(株)が、経営努力	バーサルサービスコスト算定手法の検証を行うことを示したところ
	を怠っても、ユニバーサルサービスコストとして扱われてしまう。よっ	であり、その検証の中で、日本郵政及び日本郵便の経営効率化やコ
	て、NAC法は、算定方法から除外するべきである。	スト削減努力等の経営努力を前提としたコストを明らかにすること
	《ヤマト運輸労働組合》	等の観点を踏まえることが必要としています。
3	モデル構築について、具体的な地域が、また、どんな数値を用いたか	ユニバーサルサービスコストの試算については、日本郵便のデー
	などが明記されていないので、具体的な数値を情報公開すべきである。	タを基に算出したものであり、会社の経営情報に関わるものである
	算定の基礎となる中身を公開すれば、郵政民営化そのものの是非が問わ	ことから非公開としているものであります。
	れることも発見できるかもしれない。	なお、答申(案)の中長期的に検討すべき確保方策として、ユニ
	《個人》	バーサルサービスコスト算定手法の検証を行うことを示したところ
		であり、その検証の中で、コスト算定プロセス及び算定結果の透明
		性を確保すること等の観点を踏まえることが必要としています。
4	ユニバーサルサービスの範囲はどうあるべきか、広く国民の理解を得	郵便事業のユニバーサルサービスの範囲については、信書の送達
	た上で、厳格に明示されるべきである。	を含む郵便業務として法令において明らかにされております。
	答申(案)では、郵便事業のうち、ゆうパック等の荷物・速達・代金	なお、答申(案)の中長期的に検討すべき確保方策として、ユニ
	引換・年賀特別郵便等を除く郵便全般をユニバーサルサービスの範囲と	バーサルサービスコスト算定手法の検証を行うことを示したところ
	しているが、信書と非信書の送達が混在している郵便事業全体ではな	であり、その検証の中で、コスト算定プロセス及び算定結果の透明
	く、「信書の送達」のみに限定されるべきである。	性を確保すること等の観点を踏まえることが必要としております。

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	また、答申(案)でユニバーサルサービスとされる範囲の収支を厳密に	
	算出するべきである。	
	答申(案)では、赤字地域の赤字総額をユニバーサルサービスコスト	
	とみなした上で、各種の特例措置を検討するべきとしているが、国民に	
	負担を強いる以上、どの事業・サービスが赤字であるのかを特定し、そ	
	の収支が国民の誰もが確認できる透明性を確保するべきである。	
	《ヤマト運輸株式会社》	

第2節 郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策

1 現状認識及び検討の基本的な方向性

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
5	21 ページの「郵便役務については、約8割の赤字の集配郵便局エリ	当部会において、郵政事業のユニバーサルサービス提供を義務づ
	アのコストを約2割の黒字の集配郵便局エリアの利益で賄っている」と	けられているが故に生じているコストとして、試算した結果につい
	の現状認識について、そもそも全国展開をはかる物流サービス全般に言	て述べたものであります。
	える特徴であることを補足されたい。	
	黒字の集配郵便局においても、赤字の集配郵便局があってこそ全国展	
	開のサービスを提供できることから。	
	《全日本運輸産業労働組合連合会》	

2 短期的に検討すべき確保方策の方向性

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
6	少子高齢化の進行に合わせ、今まで培ってきたユニバーサルサービス	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	活動を「高齢者サービス」へ一層強化し、収益向上へとつなげていただ	なお、答申(案)においても、日本郵政及び日本郵便が取り組む
	きたい。そこで得た利益により、さらなるユニバーサルサービスの充実	べき方策として、地方自治体や他業種との連携等による新規サービ
	を図るという好循環を生み出していただきたい。	スの拡充等を明示しており、ご意見については答申(案)の賛成意
	「町の安全・安心の拠点」とした活動に注力し、「地域に根づいた郵	見として承ります。
	便局」の存在を改めてアピールし、効率優先の競合他社との差別化を図	
	り、信頼向上による集客増を実施すべきである。	
	その対象として、急増する高齢者に着目したいと思います。都市部以	
	外の高齢者は、自動車がないと身動きできない不便な状態にあるのは周	
	知の通りです。	
	郵便局は手紙・小包などの配送業務と共に家庭訪問で各種手続きなど	
	をサポートしていますが、今後はもっと高齢者家庭へのサポートを密に	
	したサービスシステムを構築し、各種の代行サービスに留まらず、いわ	
	ば「暮らしのアドバイザー」としてのサービスシステムを確立し、信頼	
	関係強化及び、ニーズに対応していくことが必要です。	
	各種サービスの実践は民間企業とのタイアップによる創意工夫及び	
	各地区のボランティア団体とのタイアップにより、サービス向上への問	
	題点の人員増員を回避します。	
	治安の強化策として、防犯対策への新たな対策などを考えていくべき	
	です。「町の安全・安心の拠点」として郵便局と地域との恊働的な活動	
	を促進していくべきです。	
	振り込め詐欺防止、侵入盗防止、イジメ対策、ストーカー相談など多	
	岐にわたる「暮らしのアドバイザー」として、強固なネットワーク作り	
	を推進していくことで地域の治安を良くします。	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	郵便局と自治体、地域のボランティア団体などが一丸となり、町の問	
	題解決に努め、住民が安心して暮らせるように支援します。	
	《個人》	
7	郵便局ネットワークの維持と一人暮らし世帯(高齢者)への新規サー	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	ビスの展開を希望します。	なお、答申(案)においても、日本郵政及び日本郵便が取り組む
	高齢化が進み若い世代が都市部へ流出している中、一人暮らしの高齢	べき方策として、地方自治体や他業種との連携等による新規サービ
	世帯が増え、更に身体が不自由で近所の方にお世話にならないと金融機	スの拡充等を明示しており、ご意見については答申(案)の賛成意
	関まで移動が困難な方も多くおられるのが現状です。	見として承ります。
	郵便局数が減れぱ、更に高齢者に不便になるため少なくとも現状の数	また、少子高齢化、人口減少等が進展していく中で、ユニバーサ
	を維持していただくよう要望します。その上で、生活費を下ろすのに苦	ルサービスを一体的に提供する郵便局ネットワークとそのサービス
	労している方も多く、郵便局に出向くこともままならない方のために	は、今後とも将来にわたって、ますます、国民生活・地域社会の貴
	も、高齢者に配慮した住民サービス(郵便配達員による年金配達サービ	重なインフラとして維持することが期待されており、そのような観
	ス等)を展開していただくように要望します。	点からも当部会において、ユニバーサルサービス確保方策を検討し、
	また、国が推進している「地方創生」に対して、郵便局ネットワーク	とりまとめたものです。
	が果たす役割は非常に大きいと考え、ワンストップ行政サービスなど実	
	現することを強く要望します。	
	《玉名市老人クラブ連合会》	
8	〇郵便事業の赤字は、主に小規模局で発生している。これを、答申(案)	答申(案)は当部会での議論をとりまとめたものであり、いただ
	「ア 経営効率化の推進」の部分でも強く意識すべきと考える。	いたご意見の趣旨については、本答申(案)の中で記述しておりま
	すなわち、小規模局は「コンビニ」のような身近な存在で、地元住民	す。
	は多様な商品の取扱を期待している。しかし、少人数であるために「ノ	
	ウハウ不足やコンプライアンス上の問題」が生じがち。そうしたなかで、	
	投資信託やがん保険等の金融商品の販売については、「ハブ・アンド・	
	スポーク体制」を導入すべきである。	
	このため、答申(案)22頁「ア経営効率化の推進」の部分の「今後	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	とも、」で始まる段落に、次の修正をすべき。	
	・「BPRの徹底等を通じて、」の前に「ハブ・アンド・スポーク体制の	
	導入などの」と加える	
	・「コスト削減等」を「コスト削減・小規模郵便局活性化」に改める	
	〇本年7月から日本郵便の郵便局2万局でがん保険の取扱が開始され	
	た。本件につき、西室泰三日本郵政社長は、5月29日の記者会見で「永	
	続的にユニバーサルサービスを続けていくために保険の代理販売が重	
	要」と指摘した。	
	本年4月の「日本郵政グループ中期計画」でも、「2-(2) 事業の成	
	長・発展のための戦略」(21頁)の「郵便局ネットワークの活性化 商	
	品・サービスの充実」の部分で「提携金融」が「物販」「不動産事業」	
	の前に掲げられている。	
	以上を踏まえ、答申(案)「イ郵便局ネットワークの活用による収益	
	の拡大」において、次の修正をすべき。	
	・第2段落の冒頭「また、」の後に「保険分野(がん保険)で全国2万	
	局での取扱を開始した。加えて、」と挿入する	
	・第5段落の冒頭「今後とも、郵便・物流事業、」の後に、「提携金融」	
	の語を加える	
	《不明》	
9	短期的な視点においては、当社が経営努力をしていくのは当然のこと	答申(案)への賛成意見として承ります。
	として、それをご支援いただく政策案をお示しいただいているところ、	
	答申(案)に基づき政府において具体的な政策の立案・実施を進めてい	
	ただくことを期待いたします。	
	《日本郵便株式会社》	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
10	経営効率化の推進についても記載していますが、効率化ばかりを追い	答申(案)においては、短期的には、ユニバーサルサービスの現
	求めることは、地方住民に対する負担が増加するものと考えます。国鉄	状を踏まえ、引き続き、日本郵政及び日本郵便の経営努力によるユ
	が民営・分社化した現状で判るとおり、東京都内だけで見れぱ経営状況	ニバーサルサービスの維持・確保を求めることが適当とし、その上
	は良いでしょうが、不採算地域では便数を減じたり運行を取り止めたり	で、国としては、日本郵政及び日本郵便のユニバーサルサービス確
	しているのが現実です。これ以上の経営効率化により、地域のインフラ	保に向けたインセンティブとなるような方策を検討することが適当
	として機能してきた郵便局が、一つずつ閉鎖していくのではないか不安	としたところです。
	に感じるところです。	また、中長期的には、ユニバーサルサービスの確保方策について
	2025 年には、団塊の世代が後期高齢化のピークに達するといわれて	は、ユニバーサルサービスコスト算定手法の検証等を示し、継続的
	いる中、地方では農協の合併、企業のリストラによる工場の閉鎖など、	に検討することが適当としたところであり、ご意見につきましては、
	都市部より高齢化が加速しています。そのような状況において、国は地	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	方に対する経済活性化に向けた取り組みを推進していく必要があるの	
	ではないでしょうか。	
	その一翼を担う郵便局のサービスが、将来にわたり、地域に密着した	
	役割を支援するためのユニバーサルコストの在り方を、国としてしっか	
	りと検討するべきと考えます。	
	《個人3件》	
11	経営効率化の推進を徹底するべきことが記載されていますが、全国に	答申(案)においては、日本郵便において、現在も効率化・生産
	店舗を構える郵便局の経営努力は、今でも相当取り組んでいるものと考	性向上に向けた取組等を行っているところであるが、短期的には、
	えています。これ以上の効率化を期待することは不可能ではないでしょ	今後とも、効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々
	うか。	な努力が必要としたものです。また、国が取り組むべき方策として
	それよりも、国が取り組むべき方策として、ユニバーサルサービス提	は、税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	供のための日本郵政グループへの支援策を検討する必要があるのでは	さらに、中長期的に検討すべき確保方策として、サービスレベル
	ないでしょうか。たとえば、税負担の軽減、インフラである郵便局舎等	の在り方と料金の設定等について、継続的に検討することが適当で
	に係る固定資産税等の特例措置など、可能な取り組み方策はぜひ実行し	あるとしています。
1		

ていただきたいです。

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	郵便局が地域から撤退を余儀なくされることがあってはならない、ま	
	た、将来にわたって、国民生活や地域貢献のために、郵便局サービスと	
	店舗を維持していただく取り組み方策を、国が真剣に考えていただくこ	
	とを要望します。	
	《個人5件》《石森コミニテイ》	
12	国が単純にコスト削減のみを日本郵政グループに求めてはいけない	答申(案)においては、日本郵便において、現在も効率化・生産
	と思います。総務省令では、日本郵便(株)について、あまねく全国にお	性向上に向けた取組等を行っているところであるが、短期的には、
	いて利用させることを定めており、赤字の地域であっても郵便局のサー	今後とも、効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々
	ビスを提供することを謳っているわけですから、国としての取り組む方	な努力が必要としたものです。また、国が取り組むべき方策として
	策を考えるべきと思います。	は、税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	これは、他の民間企業も同様ですが、黒字の地域だけにサービスを提	さらに、中長期的に検討すべき確保方策として、サービスレベル
	供し利益を上げている、経営の方策として市場経済の視点でしか取り組	の在り方と料金の設定等について、継続的に検討することが適当と
	まない、としか思えません。地方に居住する国民へのサービス提供、雇	しています.
	用、経済の活性化につながる取り組み方策を、もっと国と企業が考える	
	べきです。	
	《個人 5 件》《円田表区》	
13	取り組むべき方策は、日本郵政グループだけに求めていては、地方か	当部会においては、郵政事業のサービスについては、国民生活に
	ら郵便局の役務が次第になくなっていくことが想定され、私たち地方に	必要不可欠な公共性の高いサービスとして位置付けられており、今
	居住し生活する者にとって、地域から郵便局が撤退することだけは避け	後とも将来にわたって、ますます国民生活・地域社会の貴重なイン
	ていただきたい。生活のインフラとして、郵便、貯金、保険の3つの事	フラとして維持することが期待されていることを踏まえ、ユニバー
	業の窓口が備わっている郵便局の重要性に注視して、郵政事業サービス	サルサービスの確保方策について検討してまいりました。
	が全国どこでも利用できるための取り組むべき方策を、国の責務として	答申(案)においては、将来にわたって、ユニバーサルサービス
	しっかりと検討いただきますよう、よろしくお願いします。	を確保するために、短期的な観点から検討すべき方策について提示
	《個人》	するとともに、中長期的な観点から継続的に検討すべき方策につい
		ても提示しております。

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
14	信書便への参入に、一時、多くの企業が名乗りを上げたが、郵便ポス	当部会においては、郵政事業のサービスについては、国民生活に
	トの設置基準が厳しすぎる(全国に 10 万本以上の設置。)と言うことで	必要不可欠な公共性の高いサービスとして位置付けられており、今
	あきらめ、その基準を参入障壁とまで言っていたが、それは大きな間違	後とも将来にわたって、ますます国民生活・地域社会の貴重なイン
	いである。	フラとして維持することが期待されていることを踏まえ、ユニバー
	例えば、都市部の儲かるところだけの参入を認めたりすれば、言うと	サルサービスの確保方策について検討してまいりました。
	ころのクリームスキミングされ、全国一律の料金などが不可能になって	答申(案)においては、将来にわたって、ユニバーサルサービス
	しまう。	を確保するために、短期的な観点から検討すべき方策について提示
	郵便ポストの中に、差し出された郵便物が入っているかどうかは、開	するとともに、中長期的な観点から継続的に検討すべき方策につい
	函してみなければ分からないが、郵便送達の信頼のシステムを守る為に	ても提示しております。
	は、毎日、定時にそれを開けなければならない、例えどんな辺鄙なとこ	
	ろの郵便ポストであってもやらねばならない。	
	郵便の全国一律の信頼のサービスを守ると言うことは、そういう事で	
	ある。それがユニバーサルサービスそのものである。	
	文化や情報伝達の大切なサービスを守る為に必要な費用等は、国の責	
	務としてしっかりと守るべきだと思います。	
	《個人》	
15	東日本大震災以降、被災した住民の方々の生活再建に郵政事業が果た	当部会においては、郵政事業のサービスについては、国民生活に
	した役割の大きさについてです。避難所への配達業務や、窓口での非常	必要不可欠な公共性の高いサービスとして位置付けられており、今
	払い戻しなど、被災されたお客さまサービスに徹した郵政事業を考える	後とも将来にわたって、ますます国民生活・地域社会の貴重なイン
	と、大規模災害が頻発する我が国において、今後もユニバーサルサービ	フラとして維持することが期待されていることを踏まえ、ユニバー
	スを提供することが大変重要と考えます。重ねて申し上げますが、被災	サルサービスの確保方策について検討してまいりました。
	地域における郵政事業の役割が、単に収益を考えたものではなく、復興	答申(案)においては、日本郵便において、現在も効率化・生産
	に向けた重要なインフラであり、地域住民の安心のより所として機能し	性向上に向けた取組等を行っているところであるが、短期的には、

経営的に見ても、特定信書便事業の業務範囲の見直しが行われることないの必要としたものです。また、国が取り組むべき方策として

今後とも、効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々

たことから、そのコスト負担について検討すべきと考えるものです。

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	から、郵便役務はさらに厳しい経営努力が求められるのではないでしょ	は、税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	うか。その影響が、郵便局を利用する私たちに負担となることは、避け	さらに、中長期的に検討すべき確保方策として、郵便局ネットワ
	ていただきたいと思います。	一ク維持に係るコスト負担の在り方等について、継続的に検討する
	また、経営努力といいますが、国が単純にコスト削減のみを日本郵政	ことが適当としています。
	グループに求めてはいけないと思います。総務省令では、日本郵便(株)	
	について、あまねく全国において利用させることを定めており、赤字の	
	地域であっても郵便局のサービスを提供することを謳っているわけで	
	すから、国としての取り組む方策を考えるべきと思います。	
	これは、他の民間企業も同様ですが、黒字の地域だけにサービスを提	
	供し利益を上げている、経営の方策として市場経済の視点でしか取り組	
	まない、としか思えません。地方に居住する国民へのサービス提供、雇	
	用、経済の活性化につながる取り組み方策を、もっと国と企業が考える	
	べきです。	
	《個人》	
16	地方における郵便局の存在価値というものは、非常に高いものであり	答申(案)においては、日本郵便において、現在も効率化・生産
	ますが、私たちが享受できるユニバーサルサービス(郵便・貯金・保険)	性向上に向けた取組等を行っているところであるが、短期的には、
	を、日本郵便(株)の経営努力のみだけで補うことは、将来的に行き詰る	今後とも、効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々
	ものと考えます。	な努力が必要としたものです。また、国が取り組むべき方策として
	全国にあまねく公平に郵便役務を提供し続けるためには、国として何	は、税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	らかの取り組むべき方策が必要であり、その一つに、法人税等の税制面	
	による負担軽減を講じるべきと考えます。	
	なぜならば、その理由として、今秋にも予定されている日本郵政(株)	
	の株式の売却益は、東日本大震災による被災地域への復興財源とするこ	
	ととして、政府が可決した復興財源確保法で定めており、日本郵政グル	
	一プ各社の経営のために活用するものではないこと、つまり、国の政策	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	のために活用することとしているからです。よって、郵便役務を提供し	
	続けるためには、当然、国としての具体的取り組み方策(税制面等の軽	
	減等)を示すべきと考えます。	
	《個人2件》《新屋寿町南町内会》《退職者の会》	
17	将来的な人口減少やインターネットの普及、郵便物の減少傾向など郵	答申(案)においては、日本郵便において、現在も効率化・生産
	政事業を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、日本郵政及び日	性向上に向けた取組等を行っているところであるが、短期的には、
	本郵便による経営の効率化にも限界がある。ユニバーサルサービスの水	今後とも、効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々
	準を維持するためには、国が、日本郵政及び日本郵便のユニバーサルサ	な努力が必要としたものです。また、国が取り組むべき方策として
	ービス確保に向けたインセンティブとなるような方策を早急に検討す	は、税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	ることが必要であり、固定資産税等の特例措置の延長や郵便料金の柔軟	さらに、中長期的に検討すべき確保方策として、サービスレベル
	な見直しについて早急に判断すべきと考える。	の在り方と料金の設定等について、継続的に検討することが適当と
	「郵政民営化法」の第七条の二により日本郵政及び日本郵便に課せられ	しています。
	ているユニバーサルサービスの責務は、「郵便の役務、簡易な貯蓄、送	
	金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務	
	が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるように	
	するとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるこ	
	とが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持する」とするものであ	
	るが、人口減少による過疎地域の拡大、地方と中央の格差が広がる現在	
	において、全国一律のユニバーサルサービスの責務を果たしていくこと	
	は誰が見ても容易ではないし、一民間企業としては通常実現不可能な責	
	務と言っても過言ではない。企業の社会的責任を考えるとき、郵政民営	
	化議論においては、ユニバーサルサービスの意義や郵便局ネットワーク	
	の価値に重点を置いて議論をすべきであり、ユニバーサルサービスの責	
	務を課すのであれば、それに見合った国の支援・対策を早急に検討すべ	
	きであると考える。	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	《個人》	
18	〇 「収益力の向上やコストの抑制といった、日本郵政及び日本郵便の	答申(案)においては、日本郵便において、現在も効率化・生産
	更なる経営努力等の取り組みが欠かせない。」とあるが、これまでも経	性向上に向けた取組等を行っているところであるが、短期的には、
	営の自由度に制限があるなかでも強力に経営の効率化を推し進めてお	今後とも、効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々
	り、「更なる経営努力」は現場職員の労働環境悪化に繋がる恐れがある。	な努力が必要としたものです。また、国が取り組むべき方策として
	現在国民に定着しているサービス水準は引き下げるべきではない中	は、税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	で、経営の自由度に制限があり、郵便物の減少傾向が続く現状では、経	さらに、中長期的に検討すべき確保方策として、サービスレベル
	営の効率化にいずれ限界が訪れるため。	の在り方と料金の設定等について、継続的に検討することが適当と
		しています。
	〇 郵便局舎等に係る固定資産税等の特例措置の延長や金融のユニバ	
	ーサルサービスの安定的な確保に資するための消費税の特例措置につ	
	いての実現を要望する。	
	現在国民に定着しているサービス水準は引き下げるべきではない中	
	で、経営の自由度に制限があり、郵便物の減少傾向が続く現状では、経	
	営の効率化だけでは限界がある。国としてサポートできるところについ	
	ては、積極的に検討すべきと考えるため。	
	《個人》	
19	少子高齢化社会、人口減や ICT 社会の進展により郵便物の減少は続い	答申(案)においては、日本郵便において、現在も効率化・生産
	ています。一方で、全国あまねく戸別配達や日曜を除く毎日配達という	性向上に向けた取組等を行っているところであるが、短期的には、
	サービスは国民の間に広く定着しています。この郵政事業のユニバーサ	今後とも、効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々
	ルサービスを維持するためには、企業努力のみでは限界があります。し	な努力が必要としたものです。また、国が取り組むべき方策として
	たがって、通信サービスで実施されているユニバーサルサービス制度の	は、税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	ように、費用負担を明確にして国が負担すべきであります。	
	そのためにも、郵政事業に供する建物等の固定資産税の特例措置の継	
	続とともに金融 2 社とのグループ間取引に係る消費税の特例措置(免	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	除)を実施すべきであると考えます。	
	《個人》	
20	8月末に示された、郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信	答申(案)においては、日本郵便において、現在も効率化・生産
	書便市場の活性化方策の在り方の資料で、郵便局窓口業務についても、	性向上に向けた取組等を行っているところであるが、短期的には、
	約4割が赤字であり、銀行窓口におけるユニバーサルコストは575億円、	今後とも、効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々
	保険窓口にいては、183億円と試算され、その確保策も示されてはいる	な努力が必要としたものです。また、国が取り組むべき方策として
	ものの、果たしてこの対策で過疎地の郵便局は守れるのかと不安は尽き	は、税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	ません。	なお、金融二社の限度額に係る制限の緩和については、当部会に
	資料によれば、引受郵便物は減少の一途を辿っていますし、宅配便取	おける郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の検討と必ずし
	扱個数の状況を見れば、日本郵便のシェアは、13.4%とわずか1割に過	も直接関係するわけではないと考えております。
	ぎない状態では、2割の地域で黒字を賄い続けられるとは思えません。	
	11 月には株式の上場と報道されていますが、株式の上場に併せて、	
	「貯金」と「かんぽ」の限度額を引き上げや撤廃の必要性を改めて求め	
	ます。	
	市町村合併や農協の統合、少子化による小学校の統合と、過疎地にお	
	いては郵便局は欠かすことのできない拠り所です。	
	是非とも田舎の郵便局を守るため、国による税制面での軽減措置を含	
	めた支援を強くお願いいたします。	
	《山形県寒河江市新山町 東新山町会》	
21	御蔵島村には金融機関が御蔵島郵便局しかなく、預入限度額の上限規	答申(案)においては、短期的に、国が取り組むべき方策として、
	制は島内経済及び住民福祉の阻害要因である。又、物流事業の郵便サー	税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	ビスも定期航路の欠航により流通が止まることも珍しくない。当地域に	なお、金融二社の限度額に係る制限の緩和については、当部会に
	置いてユニバーサルサービス提供の確保・実施は地域創生の根幹をなす	おける郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の検討と必ずし
	ものである。	も直接関係するわけではないと考えております。
	ユニバーサルサービスの確保のためにも税制上の措置をはじめとす	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	る「負担緩和策」を講じて頂きたい。また、お客様の利便性からも預入	
	限度額は、早急に撤廃していただきたい。	
	御蔵島郵便局が「生活総合サービス」としての機能の中心であること	
	は間遣いない。郵便ネットワークの組織が確立している日本郵政・日本	
	郵便にユニバーサルサービス地域内の当村は、安心・公平と良質なサー	
	ビスの提供維持に期待している。	
	《御蔵島村》	
22	経営の効率化推進で、配達順路や郵便局配置の最適化等コスト抑制の	答申(案)においては、日本郵便において、現在も効率化・生産
	努力を期待する旨の意見が出される等更なる経営効率化を求める意見	性向上に向けた取組等を行っているところであるが、短期的には、
	があった。とあるが、実態を十分把握しての意見なのか。疑問である。	今後とも、効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々
	具体的な事象を掲げて表記するなど説得力のある答申をしてほしい。	な努力が必要としたものです。また、国が取り組むべき方策として
	「…郵便局みまもりサービス」を有料で試行しているとあるが、民営化	は、税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	前は郵便局も無償で実施していた。今、新聞販売所をはじめとして銀行	
	員、生保セールス、ヤクルト販売員など無償の「みまもりサービス」を	
	実施している。正に、郵便局は時代に逆行するばかりか、郵政事業の先	
	細りとなる事業、施策等が郵便局の現場に下りてきている。もっと、将	
	来展望の開ける事業展開を国として行うべきで、必要に応じて税金投入	
	で支援すべきことを明確にすべきである。	
	《個人》	
23	国民生活に必要不可欠なサービスである郵政事業のユニバーサルサ	答申(案)においては、日本郵便において、現在も効率化・生産
	一ビス確保のために必要な日本郵政グループの負担が過重となってい	性向上に向けた取組等を行っているところであるが、短期的には、
	ることから、固定資産税等に対する税務上の措置をはじめとする「負担	今後とも、効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々
	緩和策」を早急に講じていただきたい。	な努力が必要としたものです。また、国が取り組むべき方策として
	また、顧客利便性を阻害している預入限度額や新規業務にかかる、い	は、税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	わゆる「上乗せ規制」などについては、一刻も早く撤廃をお願いしたい。	さらに、中長期的な確保方策として、サービスレベルの在り方と

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	日本郵政は、民営化前から利益の 50% (法人税よりも高額) を国庫に	料金の設定等についても継続的に検討することが適当としておりま
	納付して参りましたし、民営化後においても、2007年下期~2013年度	す。
	において、	なお、金融二社の新規業務や限度額等に係る制限の緩和について
	法人税、住民税及び事業税 25, 125 億円	は、当部会における郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の
	預金保険料 5, 418 億円	検討と必ずしも直接関係するわけではないと考えております。
	保険契約者保護機構負担金 48 億円	
	を負担しています。(出典:平成 26年 12月 25日の郵政民営化委員会	
	資料)	
	また、国の政策により分社化したことにより発生した会社間取引にか	
	かる消費税を毎年 800 億円(消費税 10%に引上後は 1,000 億円)負担し	
	ております。	
	こうした負担の中において更にユニバーサルコストを経営努力によ	
	って吸収するにはおのずと限界があります。	
	《全国郵便局長会》《中国地方郵便局長会》《個人》	
24	○郵便局舎等に係る固定資産税等の特例措置の延長が必要	答申(案)においては、日本郵便において、現在も効率化・生産
	日本郵政グループは、経営の効率化に向けて、営業収益の拡大や生産	性向上に向けた取組等を行っているところであるが、短期的には、
	性の向上等の努力を重ね、なんとか営業黒字を確保しているが、人口減	今後とも、効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々
	少に伴う利用者の減少や郵便物の減少等の傾向が続く中で、現状のまま	な努力が必要としたものです。また、国が取り組むべき方策として
	ユニバーサルサービスを維持していけば、早晩その経営努力も限界を迎	は、税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	える。したがって、ユニバーサルサービスを一体的に提供する郵便局ネ	なお、金融二社の新規業務や限度額等に係る制限の緩和について
	ットワークとそのサービスを維持するために、郵便局舎等に係る固定資	は、当部会における郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の
	産税等の特例措置が必要だと考える。	検討と必ずしも直接関係するわけではないと考えております。
	〇ゆうちょ銀行·かんぽ生命の窓口委託手数料に係る消費税の特例措置 (免除) が必要	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	日本郵政グループは、経営の効率化に向けて、営業収益の拡大や生産	
	性の向上等の努力を重ね、なんとか営業黒字を確保しているが、少子高	
	齢化の進展に伴い利用者が減少していく中で、過疎地域等におけるサー	
	ビス提供を維持していけば、早晩その経営努力も限界を迎える。したが	
	って、ユニバーサルサービスを一体的に提供する郵便局ネットワークと	
	そのサービスを維持するための負担軽減策として、ゆうちょ銀行・かん	
	ぱ生命からの窓口委託手数料に係る消費税の特例措置 (免除) が必要だ	
	と考える。	
	〇ゆうちょ銀行·かんぽ生命に課せられている過剰な上乗せ規制の撤廃	
	が必要	
	日本郵政グループは、経営の効率化に向けて、営業収益の拡大や生産	
	性の向上等の努力を重ね、なんとか営業黒字を確保しているが、経営の	
	自由度が担保されなければ、早晩その経営努力も限界を迎える。	
	したがって、ユニバーサルサービスを一体的に提供する郵便局ネットワ	
	一クとそのサービスを維持するための環境整備として、経営の自由度を	
	担保するために、ゆうちょ銀行・かんぽ生命に課せられている上乗せ規	
	制(新商品・サービスの認可および限度額)の撤廃が必要だと考える。	
	《日本郵政グループ労働組合》	
25	郵政各社の経営努力は当然のことだが、国としてユニバーサルサービ	答申(案)においては、短期的に、国が取り組むべき方策として、
	スを課している以上、それ相応のコスト分を負担するのは当然と考え	税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	る。 固定資産税等の特例措置の延長や窓口業務委託手数料に係る消費	また、中長期的に検討すべき確保方策として、サービスレベルの
	税の特例措置など税制面での負担軽減及び郵便料金の柔軟な見直しに	在り方と料金の設定等について、継続的に検討することが適当とし
	ついても早急な判断が必要。	ております。
	《連合新潟》	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
26	ユニバーサルサービスの提供を担保するために、郵便及び印紙売りさ	答申(案)において、郵便及び印紙売りさばき業務の用に供する
	ばき業務及び施設に係る事業所税の非課税措置を行う必要がある。	施設に係る事業所税については非課税措置が講じられていることを
	金融のユニバーサルサービスを守るためには少なくとも、金融2社が	記載しております。また、短期的に、国が取り組むべき方策として、
	日本郵便株式会社に支払う窓口業務委託手数料に係る消費税を免除す	税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	べきである。	
	《郵政産業労働者ユニオン》	
27	現在、日本郵便株式会社は、郵便だけでなく貯金・保険の基本サービ	答申(案)においては、短期的に、国が取り組むべき方策として、
	スについてもユニバーサルサーピスの提供が、また、ゆうちょ銀行およ	税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	びかんぽ生命については、日本郵便株式会社に業務委託を行うことが法	
	律により義務付けられているところです。	
	ゆうちょ銀行とかんぽ生命は、日本全国の不採算地域においても店舗	
	を展開する郵便局に対し、業務委託手数料を支払うことが義務付けられ	
	ており、他の金融機関のように自らの経営判断により自由に業務委託や	
	店舗展開を行うことはできません。	
	過疎地においても住民の皆さんが適切なサービスを受けることが出	
	来るよう、ユニバーサルコストとして消費税を非課税としていただき、	
	少しでも経営負担を軽減する必要があると思います。	
	また、日本郵便株式会社はユニバーサルサービス提供のため、採算の	
	取れない多くの地域に郵便局を設置していると聞いております。ユニバ	
	ーサルサービスの提供は法律で定められていることですから、不採算地	
	域で今後も郵便局を維持していくために、郵便局舎に掛けられている固	
	定資産税を減免していただきたく、重ねてお願いいたします。	
	《個人》	
28	郵便・貯金・保険の三事業とも、日本郵政グループは他の民間事業者	答申(案)においては、日本郵便において、現在も効率化・生産
	との激しい市場競争の下に置かれており、ユニバーサルサービスコスト	性向上に向けた取組等を行っているところであるが、短期的には、

番号 提出された意見概要

を自社グループ内ですべて賄えるだけの財政的な余力はない。従って、現状のように同グループの経営努力のみに全面的に依存したかたちでは、郵政事業のユニバーサルサービスを中長期的に維持・確保することは基本的に困難であると考える。
以上のことから、政府は「国策」である郵政事業のユニバーサルサービスを維持・確保する観点から、サービスプロバイダーである日本郵政グループに対し、①税制上の優遇措置(例:日本郵政グループ会社間の取引手数料に係る消費税の減免、郵便局舎等にかかる固定資産税の減免など)、②新規事業規制の緩和(例:金融二社が申請中の住宅ローンや企業向け貸付などの早期の認可)、③ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の限度額規制の緩和・撤廃、④「ユニバーサルサービス基金」(例:日本郵政グループ各社と競合している他の民間物流会社や銀行、保険会社等からユニバを維持するのに必要な資金を広く徴収する)制度の導入、な

どの各種支援措置を早期に検討・実施すべきである。

もし、今後も政府が日本郵政グループに対して上記のような支援措置 を講ずることなく、ユニバーサルサービスの供給義務のみを課した場 合、同グループの事業経営は早晩行き詰まり、郵政事業のサービス品質 は大幅に低下(例:郵便局ネットワークの縮小、配達頻度の減少、各種 料金の値上げ、取扱サービスの縮小)することが懸念される。

郵政民営化のそもそもの目的は「国民の利便性を最大限に向上させる」ことであり、その意味において郵政事業のサービス水準の低下は絶対に避けなければならない。こうした前提に立って、政府は郵政三事業のユニバーサルサービス提供にかかる適切なコスト負担のあり方について、「自らの責任」(=資本主義市場経済における「市場の失敗」と「政府の役割」)を踏まえて早急に結論を出さなければならない。

意見に対する考え方

今後とも、効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々な努力が必要としたものです。また、国が取り組むべき方策としては、税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。

さらに、中長期的に検討すべき確保方策として、郵便局ネットワーク維持に係るコスト負担の在り方等について、継続的に検討することが適当としています。

なお、金融二社の新規業務や限度額等に係る制限の緩和については、当部会における郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の検討と必ずしも直接関係するわけではないと考えております。

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	《個人》	
29	ユニバーサルサービス確保のために日本郵政グループの負担が過重	答申(案)においては、短期的に、国が取り組むべき方策として、
	となっているが、特段の支援もない為、次の減免措置等を講じていただ	税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	き、少しでもユニバーサルサービスコストの確保等につながるようにす	なお、ゆうちょ銀行の新規業務に係る制限の緩和については、当
	べきと考えます。	部会における郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の検討と
	・ 金融2社が日本郵便(株)に業務委託する際に支払う委託手数料に消	必ずしも直接関係するわけではないと考えております。
	費税がかかる仕組みになっている。この減免措置を講ずる。	
	・ 増収対策の一助としてもゆうちょ銀行の新規業務(個人向けローン、	
	損害保険募集、法人向け貸付)の認可がされていないが、この認可を早	
	期にする。	
	法律で郵政三事業のユニバーサルサービスを義務付けながら、その財	
	政的負担は「経営上の主体性」のもとに日本郵便の経営責任に委ねられ	
	ているが、金融2社からの委託手数料がなければ、提供義務を果たすこ	
	とができないと思います。	
	その一方で、儲けられる商品、サービス参入には郵政民営化法と業法	
	の規制により2重の上乗せ規制がかけられており、このような状況では	
	盤石な経営は困難であり、ユニバーサルサービスの提供はできなくなる	
	と考えます。	
	《個人》	
30	山間・過疎地に関わりなく、全国いつでもどこでもあまねく公平にと	答申(案)においては、短期的に、国が取り組むべき方策として、
	いうユニバーサルサービスを提供する以上、赤字地域でも事業を展開す	税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	る必要があり、それに見合った財政・税制上の措置が取られるべき。	
	一例として、郵便局舎に係る固定資産税等の特例措置が考えられる。	
	《個人》	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
31	○郵便局舎等に係る固定資産税等の特例措置の延長が必要です	答申 (案) においては、短期的に、国が取り組むべき方策として、
	民営・分社化以降、日本郵政グループはユニバーサルサービス提供の	税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	責務を持ちつつ、営業収益の拡大等の努力を重ねています。	
	他方、少子高齢化の進展や郵便物の減少等の傾向など、経営をめぐる	
	環境は厳しさを増し、このままではユニバーサルサービスの維持そのも	
	のが困難になるものと推測し、特に多くの過疎地を抱える北海道にとっ	
	て大きな打撃となることは必至です。	
	そのためにも、国として民営会社にユニバーサルサービス提供の責務	
	を課した以上、そのサービスを維持させるためには、国としての何等か	
	の関与と対策が必要であり、その一つとして郵便局舎等に係る固定資産	
	税等の特例措置が必要だと考えます。	
	〇ゆうちょ銀行・かんぽ生命の窓口委託手数料に係る消費税の特例措置	
	(免除)が必要です。	
	民営・分社化以降、日本郵政グループはユニバーサルサービス提供	
	の責務を持ちつつ、営業収益の拡大等の努力を重ねています。	
	他方、少子高齢化の進展や郵便物の減少等の傾向など、経営をめぐる	
	環境は厳しさを増し、このままではユニバーサルサービスの維持そのも	
	のが困難になるものと推測し、特に多くの過疎地を抱える北海道にとっ	
	て大きな打撃となることは必至です。	
	そのためにも、国として民営会社にユニバーサルサービス提供の責務	
	を課した以上、そのサービスを維持させるためには、国としての何等か	
	の関与と対策が必要であり、会社経営の負担軽減策として、ゆうちょ銀	
	行・かんぽ生命からの窓口委託手数料に係る消費税の特例措置(免除)	
	が必要だと考えます。	
	《個人》	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
32	3事業についてユニバーサルサービスが法律で義務づけられている	答申(案)においては、日本郵便において、現在も効率化・生産
	ことから、日本郵政、日本郵便にだけその責務を負わせるのではなく、	性向上に向けた取組等を行っているところであるが、短期的には、
	国家としての責務を果たすための法制化が必要である。	今後とも、効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々
	他国の例が挙げられているが、もっと他国の実態を公表して国家として	な努力が必要としたものです。また、国が取り組むべき方策として
	のユニバーサルサービスの在り方、税制面の法制化をすべきである。	は、税制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。
	《個人》	さらに、中長期的に検討すべき確保方策として、郵便局ネットワ
		一ク維持に係るコスト負担の在り方等について、継継的に検討する
		ことが適当としています。
33	〇ユニバーサルサービスとされる事業は現在黒字である	信書等を送達する郵便サービス、簡易な貯蓄、送金及び債権債務
	日本郵便株式会社(以下、日本郵便)が本年7月31日付で発表した	の決済サービス、簡易に利用できる生命保険のサービスという郵政
	「業務区分収支(2014(平成26)年度)」では、答申(案)でユニバー	事業のサービスについては、国民生活に必要不可欠な公共性の高い
	サルサービスとされる「郵便業務等」「銀行窓口業務等」「保険窓口業務	サービスとして位置付けられており、日本郵政及び日本郵便にユニ
	等」の各事業は全て黒字であり、赤字である「その他事業」を含め、全	バーサルサービス提供の責務が課されており、そのために様々な制
	体でも黒字となっている。にもかかわらず、なぜ優遇措置が必要なのか。	度的な措置が講ぜられているところです。
	これでは、貨物事業を含む「その他事業」の赤字を補填するための優遇	そのような中で、ユニバーサルサービスを一体的に提供する郵便
	措置であると受け止めざるを得ない。	局ネットワークとそのサービスは、今後とも将来にわたって、ます
		ます国民生活・地域社会の貴重なインフラとして維持することが期
	○答申(案)のネットワーク事業の考え方は的確性を欠いている	待されております。
	答申(案)では郵便役務について「約8割の赤字の集配郵便局エリア	このような観点から、答申(案)においては、将来にわたって、
	のコストを、約2割の黒字の集配郵便局エリアの利益で賄っている」と	郵政事業のユニバーサルサービスを確保するための方策を検討し取
	し、赤字地域の赤字総額をユニバーサルサービスコストとみなした上	りまとめたものであり、短期的な観点から検討すべき方策について
	で、各種の特例措置を検討するべきとしているが、この考え方は的確性	提示するとともに、中長期的な観点から継続的に検討すべき方策に
	を欠いている。	ついても提示したところです。
	当社の「宅急便」をはじめ、ネットワーク事業に赤字地域と黒字地域	短期的には、日本郵便において、今後とも効率化や収益拡大に向
	が混在するのは当然であり、各事業者は優遇措置に頼ることなく、ネッ	けた継続的な取組について、様々な努力が必要としたものです。ま

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	トワーク事業全体で利益を生み出し、インフラと顧客サービスを維持す	た、国が取り組むべき方策としては、税制面での特例措置の検討等
	る責務を果たしている。したがって、ユニバーサルサービスの確保策も、	が必要であるとしています。当該特例措置の検討は、郵政民営化法
	これと同様に黒字地域と赤字地域が混在することを前提として、特定の	等により、日本郵便等に対して提供責務が課せられているユニバー
	事業・サービス全体が赤字の場合に限り、適用するべきである。	サルサービスの安定的な確保のために必要であると考えています。
	当社は、過去に実行された国営事業の民営化の例にならい、社会的イン	なお、中長期的に検討すべき確保方策として、郵便局ネットワー
	フラともいうべき郵便ポストや郵便局ネットワークを民間事業者へ開	ク維持に係るコスト負担の在り方等について、継続的に検討するこ
	放することで利用率を向上させ、例えば電話事業のように接続料収入を	とが適当としています。
	得ることで、国民負担を増大させることなくユニバーサルサービスの安	
	定維持を図ることは十分に可能であると考えている。	
	〇日本郵便は現在でも民間事業者にはない優遇措置を受けている	
	日本郵便は既に、事業所税、固定資産税などの税優遇措置、車両の通	
	行・駐車禁止規制の免除や EMS の通関優遇等、多くの優遇措置を受けて	
	いる。これらの優遇措置がユニバーサルサービスの収支に与えている影	
	響が全く明らかにされていないにもかかわらず、新たな優遇措置を追加	
	する必要があるのか、はなはだ疑問である。	
	〇ユニバーサルサービスの確保策は公平公正に適用されるべきである	
	仮にユニバーサルサービスを確保するために優遇措置を講じる場合、	
	あらゆる事業者にとって公平公正に実施されるべきである。	
	高い参入障壁があるとはいえ、日本郵便以外の事業者にも信書市場へ	
	の参入の道が開かれている以上、そのユニバーサルサービスの確保策	
	は、日本郵便に限定されることなく、ユニバーサルサービスを提供する	
	各事業者に公平公正に適用されるべきである。	
	《ヤマト運輸株式会社》	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
34	税制措置については、その前提となるユニバーサルサービスの安定的	郵便事業のユニバーサルサービスについては、法律において、信
	な確保のために考慮される地域を、他の民間物流会社が展開できない地	書を含む基本的な通信手段としての郵便業務の公共性等を踏まえ、
	域など、ごく限定的なものとされたい。	日本郵便に義務づけられているものであります。
	税制措置は、結果として国費を投入することと同様の措置となってい	答申(案)においては、短期的には、日本郵便において、今後と
	る。これまでは、全株式を国が保有していることから、投入した国費に	も効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々な努力が
	よる利益が株主である国に還元されているが、株式上場後は、投入する	必要としたものです。また、国が取り組むべき方策としては、税制
	国費が国以外の株主にも配当されることとなる。したがって、ユニバー	面での特例措置の検討等が必要であるとしています。当該特例措置
	サルサービス維持にかかる費用についてはより限定的なものとすべき	の検討は、郵政民営化法等により、日本郵便等に対して提供責務が
	と考える。	課せられているユニバーサルサービスの安定的な確保のために必要
	《全日本運輸産業労働組合連合会》	であると考えています。
35	郵便局舎に係る固定資産税の特例措置は、平成27年に日本郵政が株	法律上、日本郵便は郵政事業のユニバーサルサービスに係る責務
	式上場をするので、現行の特例措置どおり廃止すべき。特例措置延長等	を負っている中で、答申(案)では、日本郵便として、今後とも効
	は、郵政民営化法第8条「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件	率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々な努力が必要
	の確保」に大きく反しているため。	としたものであります。また、国が取り組むべき方策としては、税
	《全日本運輸産業労働組合東京都連合会》	制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。当該特例措
		置の検討は、郵政民営化法等により、日本郵便等に対して提供責務
		が課せられているユニバーサルサービスの安定的な確保のために必
		要であると考えています。
		なお、郵政民営化法第 8 条は、日本郵政株式会社、日本郵便株式
		会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務について、同種の業務
		を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加
		えるとする規定です。日本郵便に対しては、日本郵便株式会社法第4
		条第2項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第3
		項に規定する業務(以下「届出業務」という)についての届出制や、
		当該届出業務を監督上の命令の対象とする等の措置が講じられてい

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
		ます。
		また、郵政民営化法第7条の3に、政府は、日本郵便等に対して
		課せられているユニバーサルサービス提供の責務の履行の確保が図
		られるよう、必要な措置を講ずるものとすることが規定されていま
		す。
36	郵便局舎に係る固定資産税の特例措置は、平成 27 年に日本郵政が株	法律上、日本郵便は郵政事業のユニバーサルサービスに係る責務
	式上場をするので、現行の特例措置どおり廃止すべき。特例措置延長等	を負っている中で、答申(案)では、日本郵便として、今後とも効
	は、郵政民営化法第8条「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件	率化や収益拡大に向けた継続的な取組について、様々な努力が必要
	の確保」に反する。	としたものであります。また、国が取り組むべき方策としては、税
	関連銀行・関連保険会社、窓口業務手数料の消費税の特例措置は、す	制面での特例措置の検討等が必要であるとしています。当該特例措
	べきではない。	置の検討は、郵政民営化法等により、日本郵便等に対して提供責務
	なぜなら、消費税の特例措置を国が行った場合、関連銀行・関連保険	が課せられているユニバーサルサービスの安定的な確保のために必
	会社は、国から恩恵を受けこの秋、その関連銀行・保険会社は上場をす	要であると考えています。
	るので、その国費による恩恵が、特定少数一部の株主が享受してしまう。	なお、郵政民営化法第 8 条は、日本郵政株式会社、日本郵便株式
	税の公平性の観点からも特例措置はすべきでない。	会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務について、同種の業務
	また、(株) ゆうちょ銀行及び(株) かんぽ生命保険は、ユニバーサル	を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加
	サービスを提供する責務は、課されていない。よって、特例措置の恩恵	えるとする規定です。日本郵便に対しては、日本郵便株式会社法第4
	を受けるべきではない。	条第2項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第3
	《ヤマト運輸労働組合》	項に規定する業務(以下「届出業務」という)についての届出制や、
		当該届出業務を監督上の命令の対象とする等の措置が講じられてい
		ます。
		また、郵政民営化法第7条の3に、政府は、日本郵便等に対して
		課せられているユニバーサルサービス提供の責務の履行の確保が図
		られるよう、必要な措置を講ずるものとすることが規定されていま
		す。

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
		さらに、窓口業務委託手数料に係る消費税の特例措置の検討にお
		いては、郵政民営化法等により、日本郵便等に対して提供責務が課
		せられている金融のユニバーサルサービスを安定的に確保する観点
		から、日本郵便に金融窓口業務を委託する関連銀行、関連保険会社
		を対象としています。
		関連銀行、関連保険会社とは、日本郵便と、日本郵便株式会社法
		第2条第2項及び同法同条第3項に規定する「銀行窓口業務契約」、
		「保険窓口業務契約」を締結する金融機関であり、ゆうちょ銀行、
		かんぽ生命保険に限りません。
37	金融のユニバーサルサービスの安定的な確保に資するための消費税	日本郵便等は、郵政民営化法等により、金融のユニバーサルサー
	の特例措置」および注記 9 を削除すべき。	ビスの提供責務が課されています。同社等が金融のユニバーサルサ
	答申(案)では、消費税の特例措置が必要な理由として、当該消費税	ービスの提供責務を果たすためには、関連銀行・関連保険会社(以
	は、窓口業務を一体で行う金融機関にない追加的な負担であり、こうし	下「関連銀行等」とする。)から、窓口業務委託を受けることが必
	た状況が継続すれば、将来的に関連銀行等の担い手がなくなり、金融の	要です(関連銀行等とは、日本郵便と、日本郵便株式会社法第2条
	ユニバーサルサービスの提供に支障が生じることが挙げられている。	第2項及び同法同条第3項に規定する「銀行窓口業務契約」、「保
	しかしながら、民間金融機関も窓口業務委託を行っている場合には同	険窓口業務契約」を締結する金融機関であり、ゆうちょ銀行、かん
	様に業務委託手数料に対する消費税を負担している 。ユニバーサルサ	ぽ生命保険に限りません。)。
	ービスの提供義務が日本郵政および日本郵便に対して課されているに	しかし、窓口業務委託に伴い、関連銀行等が支払う窓口業務委託
	もかかわらず、関連銀行等を対象として消費税の特例措置が適用された	手数料には消費税が発生し、関連銀行等の負担となります。こうし
	場合、税制優遇の恩恵を受ける当該関連銀行等とそれ以外の民間金融機	た状況が継続すれば、将来的に、日本郵便に窓口業務委託を行う関
	関との公正な競争条件が確保されない。	連銀行等の担い手がいなくなり、その場合、金融のユニバーサルサ
	《一般社団法人 全国銀行協会》	ービスの提供に支障が生じることになります。
		こうした事態を防止し、郵政民営化法等で規定されている金融の
		ユニバーサルサービスを安定的に確保する観点から、窓口業務委託
		手数料に係る消費税の特例措置の検討においては、日本郵便に金融

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
		窓口業務を委託する関連銀行等を対象としています。
		脚注9は、上記について、説明しているものです。
38	「金融のユニバーサルサービスの安定的な確保に資するための消費	日本郵便等は、郵政民営化法等により、金融のユニバーサルサー
	税の特例措置について検討を行っていくことが必要」および脚注9を削	ビスの提供責務が課されています。同社等が金融のユニバーサルサ
	除すべき。	ービスの提供責務を果たすためには、関連銀行・関連保険会社(以
	郵政民営化法上、ユニバーサルサービスの提供義務は、日本郵便(お	下「関連銀行等」とする。)から、窓口業務委託を受けることが必
	よび日本郵政) に対し課せられているものであり、ユニバーサルサービ	要です(関連銀行等とは、日本郵便と、日本郵便株式会社法第 2 条
	スの安定的な確保のために、元受保険会社である関連保険会社に対し、	第2項及び同法同条第3項に規定する「銀行窓口業務契約」、「保
	税制上の優遇措置を講ずることが必要であるとは考えられません。	険窓口業務契約」を締結する金融機関であり、ゆうちょ銀行、かん
	さらに、脚注9において、「窓口業務を一体で行う金融機関にはない	ぽ生命保険に限りません。)。
	追加的な負担」として、消費税の特例措置の検討が必要である旨が示さ	しかし、窓口業務委託に伴い、関連銀行等が支払う窓口業務委託
	れておりますが、多くの民間生命保険会社においては、窓口業務等を代	手数料には消費税が発生し、関連銀行等の負担となります。こうし
	理店に委託しており、その場合、グループ企業間の取引であるか否かに	た状況が継続すれば、将来的に、日本郵便に窓口業務委託を行う関
	関らず、窓口業務等を委託する代理店に対して支払う委託手数料に係る	連銀行等の担い手がいなくなり、その場合、金融のユニバーサルサ
	消費税を納付しております。そのようななかで、関連保険会社を対象に、	ービスの提供に支障が生じることになります。
	消費税の特例措置を講ずることは、結果として、その他の保険会社との	こうした事態を防止し、郵政民営化法等で規定されている金融の
	「公正な競争条件」を阻害するものであるといえます。	ユニバーサルサービスを安定的に確保する観点から、窓口業務委託
	なお、郵政民営化法では「同種の業務を営む事業者との対等な競争条	手数料に係る消費税の特例措置の検討においては、日本郵便に金融
	件を確保するための措置を講じ」ることが基本理念として掲げられてお	窓口業務を委託する関連銀行等を対象としています。
	り、消費税の特例措置に限らず、他の民間生命保険会社にない優遇措置	脚注9は、上記について、説明しているものです。
	をかんぽ生命に対して講ずることは、「公正な競争条件」を阻害するも	
	のであり、認められるべきではありません。	
	《一般社団法人 生命保険協会》	
39	ACCJ は、この提言を、日本の消費税法をグローバル・ベストプラク	窓口業務委託手数料に係る消費税の特例措置の検討においては、
	ティスと一致させるための第一歩として歓迎します。この提言が実現す	郵政民営化法等により、日本郵便等に対して提供責務が課せられて

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	れば、消費者の経済的負担が軽減し、販売チャネルの選択肢も拡大する	いる金融のユニバーサルサービスを安定的に確保する観点から、日
	でしょう。また近年、日本以外のほとんどの OECD 諸国において、金融	本郵便に金融窓口業務を委託する関連銀行、関連保険会社を対象と
	サービスはその目的が主として貯蓄であって消費ではないという理由	しています。
	等により、消費税の課税対象から除外されています。	関連銀行、関連保険会社とは、日本郵便と、日本郵便株式会社法
	以上を踏まえて、消費税を導入している諸外国が採用しているグロー	第2条第2項及び同法同条第3項に規定する「銀行窓口業務契約」、
	バル・ベストプラクティスの日本政府による誤った適用がもたらした市	「保険窓口業務契約」を締結する金融機関であり、ゆうちょ銀行、
	場のひずみを改善するために、代理店業務委託手数料に関する消費税の	かんぽ生命保険に限りません。
	免除措置の対象をかんぽ生命の保険商品にとどまらず、全保険会社の保	
	険商品とし、かんぽ生命と民間保険会社との間における対等な競争環境	
	の確保を促進することを日本政府に要請します。免除措置の部分的な	
	(すなわち、かんぽ生命のみに対する) 適用は、現状の日本郵政グルー	
	プの金融事業に対する優遇措置を増幅させる結果となります。	
	《在日米国商工会議所》	
40	集配業務の効率化の取り組みの中で、大型郵便受箱のサイズの見直し	大型郵便受箱の規格見直しに当たっては、総務省において関係団
	については進めるべきである。また、その大型郵便受箱の開発について	体等から意見を聴取しながら、検討されるものと考えております。
	は郵便箱を利用する関係団体、同業他社からも意見を取り入れるべきで	
	ある。	
	《全日本運輸産業労働組合東京都連合会》《ヤマト運輸労働組合》	
41	大型化する郵便物の再配達のコスト削減には、マンション建設時、住	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	宅メーカーと協定等若しくは法制化して、大型郵便物の受け口を設けさ	
	せ、持ち戻り郵便物の減少を図り配達効率を図る。	
	マンション、アパートなどは、個人情報の名のもとに表札不掲示で共	
	住者の氏名等がわからず配達効率が妨げられている。特にアパートの実	
	態は、極悪で国勢調査でも苦慮している。そのため、アパート管理会社	
	に郵便局に対して居住者氏名を通報させる法制化が必要である。このこ	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	とは、東日本大震災でも問題提起となったが、災害時の被災者、安否確	
	認にも効果的である。 《個人》	

3 中長期的に検討すべき確保方策の方向性

(1) ユニバーサルサービスコストの算定手法の検証

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
42	ユニバーサルサービスコストの算定については、郵便サービスと窓口	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	サービスの性質が異なる点や事情変更等にも配慮いただくよう、また、	
	結果の示し方についても、国民、お客さまにより分かりやすく、誤解を	
	招かないよう、改善・進化させていただくことを要望いたします。	
	《日本郵便株式会社》	

(2) その他の中長期的に検討すべき方策

ア 郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
43	郵便料金については、郵便法において、「郵便事業の能率的な経営の	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること」	なお、答申(案)においては、郵政事業のユニバーサルサービス
	と基本的な考え方が示されており、また、事前届出制という自由度のあ	の中長期的な確保方策として、料金については、サービスレベルや
	る料金設定の制度となっています。この郵便法の基本的な考え方に基づ	そのコストと表裏一体のものであり、サービスレベルの在り方の検
	き、また、郵政事業のユニバーサルサービスの重要性に鑑み、今後、政	討も考慮しつつ、継続的に検討することが適当としております。
	府において制度の運用、政策の立案・実施を進めていただくことを要望	
	いたします。	
	《日本郵便株式会社》	
44	コストに見合った郵便料金の改定が必要	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	日本郵政グループは、経営の効率化に向けて、営業収益の拡大や生産	なお、答申(案)においては、郵政事業のユニバーサルサービス
	性の向上等の努力を重ね、なんとか営業黒字を確保しているが、IT化	の中長期的な確保方策として、料金については、サービスレベルや
	の進展等により、郵便物の減少傾向が続くことが想定される中では、早	そのコストと表裏一体のものであり、サービスレベルの在り方の検
	晩その経営努力も限界を迎える。	討も考慮しつつ、継続的に検討することが適当としております。
	具体的には、新たな収益源の確立に向けた営業努力等を積み重ねると	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	ともに、特に民営分社化以降、一時金(賞与)の大幅な引き下げ等、苦	
	渋の選択も行ってきた。そして、過去 10 年で地域別最低賃金(全国平	
	均) が 100 円以上高まっている中でも、郵便料金については、平成 6	
	(1994) 年以来、平成 26 (2014) 年の消費税引き上げ時まで改定して	
	いない。また、平成 26 (2014) 年の消費税引き上げ時も増税分の値上	
	げに留めているため、実質的には、20 年以上郵便料金を据え置いてお	
	り、利益率確保の困難度合は極めて高まっている。	
	一方、郵便送達日数等のサービスレベルも維持しているが、現在のサ	
	一ビス水準(週6日配達、戸別配達等)は国民に広く定着しており、引	
	き下げるべきではない。	
	したがって、コストに見合った郵便料金の改定が必要だと考える。	
	《日本郵政グループ労働組合》	
45	21 ページ下段「郵便・物流セグメントは、平成 26 年度では赤字」お	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	よび 27 ページのウ 中段の「郵便・物流セグメントは営業損失を計上」	なお、答申(案)において、郵政事業のユニバーサルサービスの
	について、要因が料金設定にあるならば、その見直しをされたい。	中長期的な確保方策として、料金については、サービスレベルやそ
	5ページに記載されているとおり、ゆうパック等の取扱物数が増加し	のコストと表裏一体のものであり、サービスレベルの在り方の検討
	て増収となるも、その増加に伴う費用や人件費の増により減収となって	も考慮しつつ、継続的に検討することが適当としております。
	いるのであれば、コストに見合わない料金設定が要因であることから。	
	《全日本運輸産業労働組合連合会》	
46	コストに見合った柔軟な郵便料金の設定が必要です	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	民営・分社化以降、日本郵政グループはユニバーサルサービス提供の	なお、答申(案)においては、郵政事業のユニバーサルサービス
	責務を持ちつつ、営業収益の拡大等の努力を重ねています。	の中長期的な確保方策として、料金については、サービスレベルや
	他方、少子高齢化の進展や郵便物の減少等の傾向など、経営をめぐる	そのコストと表裏一体のものであり、サービスレベルの在り方の検
	環境は厳しさを増し、このままではユニバーサルサービスの維持そのも	討も考慮しつつ、継続的に検討することが適当としております。
	のが困難になるものと推測し、特に多くの過疎地を抱える北海道にとっ	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	て大きな打撃となることは必至です。	
	そのためにも、国として民営会社にユニバーサルサービス提供の責務	
	を課した以上、そのサービスを維持させるためには、国としての何等か	
	の関与と対策が必要であり、コストに見合った柔軟な郵便料金の設定が	
	必要だと考えます。	
	《個人》	
47	経営努力は一定程度必要としても、経営の効率化でカバーすることに	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	は限界がある。郵便料金については、柔軟に見直しをすべきと考えられ	なお、答申(案)においては、郵政事業のユニバーサルサービス
	る。	の中長期的な確保方策として、料金については、サービスレベルや
	《個人》	そのコストと表裏一体のものであり、サービスレベルの在り方の検
		討も考慮しつつ、継続的に検討することが適当としております。
48	郵便サービス、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済サービス、簡易	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	に利用できる生命保険のサービスという郵政事業のサービスについて	当部会においては、郵政事業のサービスについては、国民生活に
	は、国民生活に必要不可欠な公共性の高いサービスであり、現在のサー	必要不可欠な公共性の高いサービスとして位置付けられており、今
	ビス水準を引き下げるべきではない。	後とも将来にわたって、ますます国民生活・地域社会の貴重なイン
	少子高齢化、人口減少等が進展していく中で、ユニバーサルサービス	フラとして維持することが期待されていることを踏まえ、ユニバー
	を一体的に提 供する郵便局ネットワークとそのサービスは、国民生活	サルサービスの確保方策について検討してまいりました。
	及び地域社会(とくに地方において)の貴重なインフラとしてますます	なお、答申(案)においては、郵政事業のユニバーサルサービス
	重要性を増している。	の中長期的な確保方策として、サービスレベルについては、国民・
	《個人》	利用者の需要動向等を勘案し、その在り方について継続的に検討す
		ることが適当としております。

イ 政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方

-	1 政東的な低廉料金サービスに対するコスト貝担の任り方 		
番号	提出された意見概要	意見に対する考え方	
49	政策的な低廉料金サービスや郵便局ネットワーク維持に係るコスト	今後の検討の中で参考とさせていただきます。	
	負担の在り方については、諸外国の例も参考に、引き続き幅広い選択肢	なお、答申(案)においては、郵政事業のユニバーサルサービス	
	をご検討いただくことを要望いたします。	の中長期的な確保方策として、第三種、第四種郵便物の政策的な低	
	《日本郵便株式会社》	廉料金サービスについては、政策目的や利用者ニーズを考慮しつつ、	
		コスト負担の在り方について継続的に検討していくことが適当とし	
		ております。	
		また、諸外国の事例も踏まえつつ、銀行窓口・保険窓口の機能も	
		含めた郵便局ネットワークの維持に係るコスト負担の在り方につい	
		て、継続的に検討することが適当としております。	
50	ネットワーク維持のために、「地域・社会貢献基金」の活用が制度化	今後の検討の中で参考とさせていただきます。	
	されていた。この地域・社会貢献基金が改正「郵政民営化法」成立によ	なお、答申(案)においては、郵政事業のユニバーサルサービス	
	りすでに廃止されている。この結果、第3種・第4種郵便や災害時の無	の中長期的な確保方策として、第三種、第四種郵便物の政策的な低	
	料郵便の財政的基盤を奪い、社会的弱者を切り捨てる危険性がある。政	廉料金サービスについては、政策目的や利用者ニーズを考慮しつつ、	
	策料金のコストを「だれが負担すべきか」という問題は重要であり、情	コスト負担の在り方について継続的に検討していくことが適当とし	
	報通信審議会においても「社会・福祉サービス」を維持するための財政	ております。	
	基盤をどのように確立するのか明らかにすべきである。		
	《郵政産業労働者ユニオン》		
51	政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方については、	今後の検討の中で参考とさせていただきます。	
	国費による財政支援とする、あるいは企業による社会貢献と位置づける	なお、答申(案)においては、郵政事業のユニバーサルサービス	
	か、整理をされたい。	の中長期的な確保方策として、第三種、第四種郵便物の政策的な低	
	特定の政策目的のためにかかる費用については、本来、国が負担すべ	廉料金サービスについては、政策目的や利用者ニーズを考慮しつつ、	
	きであるものであることから、民営化して上場するにあたっては、これ	コスト負担の在り方について継続的に検討していくことが適当とし	
	までと異なる考え方が必要である。	ております。	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	《全日本運輸産業労働組合連合会》	
52	第四種郵便物の内、点字や盲人用録音物の割引制度に触れることな	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	く、種子や通信教育についてのみ例示し、「ある特定の政策目的」のも	なお、答申(案)においては、郵政事業のユニバーサルサービス
	のであるように論じている。確かに種子は農業振興、通信教育は教育振	の中長期的な確保方策として、第三種、第四種郵便物の政策的な低
	興という「ある特定の政策目的」かもしれないが、障害者のための割引	廉料金サービスについては、政策目的や利用者ニーズを考慮しつつ、
	制度は政策的に行われているものではない。いうまでもなく、以前は国	コスト負担の在り方について継続的に検討していくことが適当とし
	の事業として障害者の社会参加の一方法として確保されてきた制度で	ております。
	ある。それが、いきなり政策的目的と規定され、財源が確保されないと	
	行えないような論調になっているのには大きな懸念がある。	
	郵政民営化に際して、付帯決議では「今までのサービスは維持する」	
	とあり、この時点において、第四種郵便(点字郵便)事業の継続は確認	
	済みである。しかし、今回の答申においては、それが軽んじられている	
	ように思われる。	
	郵便法においては、郵便の役務はユニバーサルサービスとして提供す	
	ることが目的とされ、日本郵便が郵便のユニバーサルサービスを提供す	
	ることは義務である。郵便のユニバーサルサービスの範囲は、第一種郵	
	便物から第四種郵便物までの内国(後略)」とあり、つまりは第四種郵	
	便事業に関しては日本郵便の義務であることは論を待たない。元来が公	
	益事業であるから、これらを全て一括りにし採算性の面からのみ考える	
	ことは偏りがある。	
	以上のように、第四種郵便は「特定の政策」ではなく、社会が行うべ	
	き当たり前の配慮の一つである。平成28年4月1日には、障害者差別	
	解消法が施行され、全ての国民があまねく合理的配慮を求められている	
	中で、これはまさに時代に逆行している認識であると言わざるを得な	
	い。昨今、日本郵便株式会社により第四種郵便事業を縮小しようとして	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	いるかのような動きも見られることから、看過できない問題である。	
	情報通信審議会においては、点字および盲人用録音物の郵送事業が障	
	害者にとってのインフラとして欠かせないものであることを改めて確	
	認するとともに、その重要性に鑑みてこの事業が採算面から削除される	
	ことのないよう、維持に努めるとともに、新たな障害者への拡大ができ	
	るよう方策を検討してほしい。	
	《公益社団法人 日本図書館協会》	
53	第三種、第四種郵便物の低廉料金は政策的に設けられたもので、政府	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	の責任で措置すべきであるが、その財源は、日本郵便の他の郵便サービ	なお、答申(案)においては、郵政事業のユニバーサルサービス
	スの料金で賄われている。とあるが、正に国家政策そのものであるので、	の中長期的な確保方策として、第三種、第四種郵便物の政策的な低
	その改善を早急にすべきである。	廉料金サービスについては、政策目的や利用者ニーズを考慮しつつ、
	諸外国では政策的な低廉料金サービスに係るコストに対して、財政支	コスト負担の在り方について継続的に検討していくことが適当とし
	援しているとある。正に国家戦略、特に第四種の料金はそのものである。	ております。
	審議会として問題視、課題としているが決定的・断定的な表記でない。	
	審議会として、真に国家政策として義務付けてある「ユニバーサルサー	
	ビスの堅持を維持する。」のであれば、「速やかに税制優遇や補助金対応	
	をすべき」と表記することを願うものである。	
	コスト削減しか求めていないが、高齢社会の新たなサービスとして薬	
	局等と提携して薬のお届サービスするような例示を掲げてほしい。	
	《個人》	

ウ 郵便局ネットワーク (銀行窓口・保険窓口も含む) 維持に係るコスト負担の在り方

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
54	(27ページの最終段落)	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	「その際には、我が国の郵政事業おいては金融のユニバーサルサービス	なお、答申(案)においては、平成19年の郵政民営化法における、
	の提供義務という諸外国には事例のない特殊性があることにも十分留	「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響への配慮」等の基本
	意が必要である。」のあとに、以下の文を追加すべき。	理念は、ユニバーサルサービスの提供に当たっても考慮すべきもの
	「また郵政事業のユニバーサルサービスに係るコストが、金融二社が	としております。
	本来支払うべき適正な手数料水準を超えて転嫁されることで、金融二社	
	の経営の健全性、ひいては金融システムの安定性に悪影響を及ぼすこと	
	のないよう十分に留意する必要がある。」	
	仮に、 郵便局ネットワーク (銀行窓口・保険窓口も含む) 維持に係	
	るコストが株式会社ゆうちょ銀行および株式会社かんぽ生命保険(以	
	下、金融二社)を含む日本郵政グループ全体の収益により賄われること	
	となれば、金融二社の経営にユニバーサルサービス実施に伴うリスクが	
	波及する懸念がある。	
	銀行法において異事業のリスク混入阻止等観点から他業禁止規制が	
	課されている趣旨も踏まえ、ユニバーサルサービスに係るコストが、金	
	融二社が本来支払うべき適正な手数料水準を超えて転嫁されることで	
	金融二社の経営の健全性 、ひいては金融システムの安定性に悪影響を	
	及ぼすことのないよう十分に留意する必要がある。	
	《一般社団法人 全国銀行協会》	

【その他】

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
55	全国の郵便局のネットワーク維持のための基準、ガイドラインの策定	答申(案)においても、諸外国の事例も踏まえつつ、銀行窓口・
	について	保険窓口の機能も含めた郵便局ネットワークの維持に係るコスト負
	(i) 民間メール便に対抗して人件費削減と大口郵便料金値下げだけで	担の在り方について、継続的に検討することが適当としております。
	は、安定した事業運営を続けることはできない。各種別・サービス別原	なお、答申(案)のとおり、平成 15 年に、信書の送達事業は、郵
	価計算を明らかにすると同時に、大企業や大口利用者だけに有利になっ	便事業のユニバーサルサービスの影響も考慮しつつ、民間事業者の
	ている料金割引制度を抜本的に見直す必要がある。	全面参入を制度化したものであり、また、信書はサイズ等の「外形
	(ii)「民間事業者による信書の送達に関する法律」によると、信書の	基準」のみをもって、憲法で保障された通信の秘密を確保すべき対
	定義は、重量 250g、幅及び厚さがそれぞれ 40 cm、30 cm、3 cm以下と	象や国民の基本的通信手段として確保すべき対象を合理的に区別す
	なっている。また、判例によって「特定の人に対し自己の意思を表示し、	ることは困難である旨当部会でも整理されたものであります。
	あるいは事実を通知する文書を総称するものであって、…その内容たる	また、郵便ポスト設置料については、民営化に際して、既に整理
	文書自体により発信者受信者を知り得ずともこれを封入した封筒と併	されたものと理解しております。
	せて特定人に対する意思表示あるいは事実の通知なることが判明する	さらに、大口料金割引については、日本郵便の経営判断で行われ
	場合をも含む」と規定されている。	ているものと考えております。
	(iii)ユニバーサルサービスが義務付けられている日本郵便株式会社の	
	財政を担保するために、信書の定義に定められている250g以下の一	
	定重量以内の封書と葉書を信書と定め、日本郵便株式会社の独占事業と	
	すべきである。	
	郵便ポストについては、日本郵政公社法施行時の約18万本を維持す	
	るとともに、各市町村内にまんべんなく設置することになっている。民	
	営化以前はポストの設置使用料は免除されていたが、民営化以降は負担	
	を余儀なくされている。郵便のユニバーサルサービスを維持するうえで	
	もポスト設置料は免除すべきである。	

番号	提出された意見概要	意見に対する考え方
	フランスやイタリアでは基金制度があり、情報通信審議会において	
	も、ユニバーサルサービスを担保するためにも「ユニバーサル補償基金」	
	について検討すべきである。	
	《郵政産業労働者ユニオン》	
56	地域環境を周知する郵便事業を将来に向け、私たちの生活を支えるサ	今後の検討の中で参考とさせていただきます。
	ービスに展開させるため、その土台となる一案を提出します。	なお、答申(案)においても、日本郵便の取り組むべき方策とし
	郵便局の集配システムと他業種との連携	て、地方自治体・他業種との連携等による新規サービスの拡充等を
	生活に必要なサービス展開	明示しており、答申(案)への賛成意見として承ります。
	高齢化社会の現実を知り、我々日本人が無事にその一生を終えるた	
	め、日本郵政グループの公共的使命に期待したいから。	
	《個人》	
57	1、信書について、そもそも今の時代に事実を伝える物として郵便だけ	_
	に頼る必要があるでしょうか。	
	2、つまりメールでも問題ないわけです。プライバシー以外の問題にお	
	いては、です。	
	3、そこで郵便局内に VPN を構築し、信書を電子配送すべきと私は感じ	
	ております。	
	4、もちろん手書きがいい年配の方もいるので紙媒体は保持すべきで	
	す。ただしタブレットによる手書きがあってもいいと思います。例:	
	孫が郵便局で書いた文書をすぐに田舎へ送付・印刷できる。	
	5、大量のビジネス郵便のために郵便局員が疲弊するのはやめてほしい	
	です。	
	6、つまり電子信書を作り上げ、プライバシーに配慮すべきビジネス文	
	書は住基カードや免許証により印刷・閲覧できる電子信書を作成すれ	

ばいいわけです。

- 7、これは誤配達も減りますし、無駄な書留も減ります。紙の削減にもなりますので CO2 削減にもなります。
- 8、人件費も削減できます。
- 9、郵便局に訪れることが多くなるかもしれません。
- 10、ポストのようなセキュリティがないものは不要になりポスティングやそれによる詐欺もなくなります。
- 11、これが軌道に乗れば郵便局で簡易な新聞や書籍漫画の販売もできるでしょう。(プリントする機械または電子書籍を閲覧できればいいだけです)
- 12、文字だけではなく音声や動画を送れるようにすれば遠方の祖父母 へ暖かいメッセージが送れるようになります。
- 13、手紙が迷子になるのはやめてほしいです。実は、大学生時代■■ ■■■■の娘さまであった■■■■■さまが自殺しております。私宛 ての手紙がすべて返却された事件があってその直後でした。郵便局長 の■■様にもみ消された後に知りました。手紙を集めてみた後に首を 吊っていたそうです。
- 14、郵便は不要ではありません。
- 15、■■■■■は社会保険のない違法派遣とバイトを多用して一人勝ちしています。労災隠しもされています。■■■■や■■■■ではこのような雇用はないです。公正な競争ができていません。
- 16、普通のコスト削減では対抗できません。信書を大切な人に届ける、ことばを届ける。(小部数の詩集や俳句も電子化すればやりとりしやすくなりますね)

郵便の基本を踏まえつつ、法律制定時にはなかった大量の法人からの

	郵便物は別途考えるようにしていただければと思います。	
	(個人情報漏洩になるので書留か本人限定郵便でないと郵送できない	
	など)	
	《不明》	
58	金融事業のユニバーサルサービスへの意見。	_
	私は視覚障害者です。	
	パソコンは視覚障害者にとって日常生活になくてはならない必需品	
	です。	
	ゆうちょダイレクトを音声読み上げソフトを用いて利用しています。	
	一人で金融機関に出向くことが難しい障碍者にとって、インターネッ	
	トバンキングはとても重要なツールです。	
	パソコンで音声読み上げソフトを利用する際困るのは、	
	・画像認証の中に書いてある文字を読み上げないこと	
	・画像の中に書いてあるテキストを読み上げないこと	
	・リンクボタンやアイコンに Alt 属性(代替テキスト)が設定されて	
	おらず、何のボタンかわからないこと	
	・キーボードの TAV キーでは移動できない、マウスでしか操作できな	
	いボタンがあること	
	などです。	
	これこそが社会的障壁。	
	一番ショッキングだったのは、ゆうちょダイレクトの認証に、昨年「ト	
	オクン」が導入されたことです。	
	障碍者に対する合理的配慮のなさに驚きを通り越して怒りを覚えま	
	し <i>た</i> 。	
	「トオクン」は音声を出力しません。	
	視覚障害者は認証に必要なパスワードを知ることができないのです。	

しかも、60 秒ごとにパスワードが変わるなんて言語道断です。 私は文字を視覚的に認識することはできませんが、時間をかければか ろうじて「トオクン」に表示されているパスワードが見える弱死者もい ます。 文字を認識するのに当然時間がかかるわけですから、一文字ずつ確認 しているうちにすぐ60秒経過し、次々にパスワードが変わっていって しまい、結局パスワードを入力できないという場合も、容易に想像でき るはずです。 更に、肢体不自由者は、キーボードを打つのに時間がかかりますから、 この場合もまたパスワードを入力できません。 ウェブアクセシビリティの JIS 規格には、作業に時間制限を設けては いけないというものがあります。 この「トオクン」導入時、「いずれはトオクンの認証が必ず必要にな る」と言われ、カスタマーセンターに猛講義したところ、メールでのワ ンタイムパスワードも併用されることになり、一旦は安心しましたが、 ワンタイムパスワードは必ずテキスト形式で提供してください。 そして、絶対「トオクン」のみの認証にはしないでください。 また、視覚障害者でも認識できる音声を出力する「トオクン」を開発 してください。 《個人》 私は障害があり運転免許証を取得することができません。 59 窓口で本人確認郵便を受け取る際、健康保険証を提示しました。 その時、窓口の方から何度も聞こえよがしに、 「本人確認書類は何で運転免許証じゃないんだよ。」 「運転免許証を出してくれたら簡単でいいのに。」 「運転免許証じゃない確認書類は初めてで取り扱いがわからないから

迷惑。」

と言われ、ものすごく嫌な思いをしました。

差別です。

規定どおりの確認書類を提出しているのにもかかわらず、なぜこのようなことを言われなければならないのですか。

教育を徹底していただきたいです。

《個人》

※なお、総務省のセキュリティ上、開封することができないファイルが添付されたメールによるご意見が1件ありました。